



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第23号
2023. 3. 27

脱毛エステの運営会社が 変わってしまった…

事例

2年前に10年間通い放題の脱毛エステを契約し、約30万円を現金で一括払いした。先日、突然サロンから書面が届き、事業譲渡に伴い運営会社が変わったことを知った。これまでの契約内容は引き継がれておらず、施術を受けるためには新たに契約が必要と書いてあるが、3回しか通っていないので納得できない。(20代 女性)



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 脱毛エステについて、倒産や事業譲渡により今までのように施術が受けられないという相談が多く寄せられています。
- 事業者が倒産したり運営会社が変わったりすると、ほとんどの場合、既に支払った代金の返金を求めるのは困難です。
- 施術回数が残っており、クレジット分割払いをしている途中の場合は、クレジット会社に支払停止の抗弁を主張することができます。
- 脱毛エステは長期間、継続的な契約をすることが多く、契約途中でサービスが受けられなくなる場合もあります。施術期間や回数、価格などをよく確認し、心配であれば都度払いができる店舗やコースを選ぶようにしましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188 (「嫌や!」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

